

令和 4 年度

備前市立西鶴山小学校

いじめ防止基本方針

平成 3 1 年 4 月 改訂

い じ め の 定 義

○いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。
(いじめ防止対策推進法 第 2 条)

・個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

・いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

・児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況に惑わされることなく事実を客観的に確認したりすることが必要である。

・障害のある児童に対しては、教職員が障害の特性を十分に理解した上で適切な指導・支援を行うことが必要である。

い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

○いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

○「**いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。**」という基本認識に立ち、「いじめを認知している」ということは、いじめの発見や解決に真剣に向き合っている証ととらえる。

○全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

○本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合には適切かつ迅速にこれに対処する。

保護者・地域・関係機関との連携	学 校	いじめに関する現状と課題
○保護者 ・ P T A との連携 (総会、人権研修会等による啓発) ・ 懇談や保護者対象教育相談の実施 ・ 学校便り、教育情報等による情報提供 ○学校評議員 ・ 定期的な情報交換 ○西鶴山青少年健全育成会 ・ 教育活動への支援 ○西鶴山安全ボランティアの会 ・ 登下校時の見守り ○西鶴山地区民生児童委員協議会 ・ 定期的な情報交換 ○地域住民 ・ 教育活動への支援・参加 ○岡山県及び備前市教育委員会(窓口 ; 教頭) ・ 各種事業等による学校支援 ○備前警察署 (窓口 ; 生徒指導主事) ・ 非行防止教室の実施 ・ 定期的な情報交換	い じ め 対 策 委 員 会 〈役割〉 ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画の作成 ・ いじめ防止、早期発見、対処等の組織的実践 〈開催時期〉 ・ 年間 3 回 (校外構成員の参加は 2 回) ※状況によりケース会議を開催し、迅速な対応を行う。 〈構成メンバー〉 ・ 校外… P T A 会長、民生児童委員、総区長 公民館長 ・ 校内… 校長、教頭、教務、生徒指導主事 人権教育主任等 全 教 職 員	○現状 ・ 穏やかな児童が多く、ここ数年、いじめの認知件数が 1 ～ 2 件という状況が続いている。 ・ 人間関係力の育成を指導の重点に掲げ、話し合い活動の充実に努めているが、学年相応の話し合う力が十分には育っていない児童もあり、うまく人間関係を築けなかったり、折り合うことができなかったりすることがある。そのことが児童同士のトラブルにつながることもある。 ・ スマートフォンを中学年くらいから持ち始める児童がいる。高学年では、ライン等 S N S を利用する児童も見られる。 ○課題 ・ 人間関係を上手に築くための話すスキルや、話し合うスキルの伸張 ・ 情報モラル教育の充実 ・ 教職員の資質能力の向上 (いじめ問題への対応・人権教育の推進)

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことがも最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが重要である。 ○どの子も「わかる・できる」授業づくり ・ 基礎学力の定着 ・ 言語活動の充実 ・ 基礎基本の力を育てるための授業のスタンダード化 ○互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり ・ 学級活動の充実 ・ 縦割り班活動の充実 ・ 居場所づくり ・ 絆づくり ○自尊心や自己肯定感を高める学習活動、特別活動 ・ 話し合い活動の充実 ・ 主体的な活動のための場の設定 ○豊かな体験活動 ・ ボランティア活動 ・ 体系的、計画的な活動の実施 ○ネットいじめに対処できる能力・態度の育成 ・ 教職員研修 ・ 知識技能及びモラル指導 ・ トラブルへの対処法の指導 ○人権教育、道徳教育の推進 ・ 教職員研修 ・ 人権週間の取組 ・ 総合単元的な道徳の実施
② 早 期 発 見	いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。 また、児童の関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方々とも連携して情報を収集することが大切である。 ○教職員による観察や情報交換 ・ 朝の会、帰りの会、授業中等の観察 ・ 生徒指導の時間の設定 (毎週金曜日の放課後) ○アンケート等の実施 ・ いじめ早期発見のためのチェックリストの活用 ・ いじめアンケートの実施 (6 月, 1 0 月) ・ 生活アンケートの実施 (7 月, 1 2 月) ○教育相談の実施 ・ 教育相談週間の設定 ・ 面談者 (相談相手) の選択 ・ 保護者対象の教育相談の実施 ○校外の相談機関等の周知 ・ 県青少年総合相談センターや市の教育相談窓口の周知や広報 ○ S N S 等の利用実態の把握と指導 ・ 情報教育の推進 ・ 教職員研修 ・ ネット利用等に関する実態調査
③ い じ め へ の 対 処	いじめあるいはいじめの疑いがあるような行為を認知した場合は、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導、保護者・関係機関等との連携などの対応を行う。 ○正確な実態把握 ・ 当事者双方、周りの児童からの聴き取り、記録 ・ 関係教職員との情報共有 ○指導体制・方針決定 ・ 教職員全体の共通理解 ・ 教職員の役割分担 ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整 ○児童への指導・支援 ・ 被害児童の安全確保、心のケア ・ 加害児童や他の児童への指導 ○保護者との連携 ・ 具体的対策や学校との連携方法の協議 ○いじめ解消後の継続的な指導 ・ 継続的な指導支援 ・ カウンセラー等の活用による心のケア